

第5回滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）議事録

日 時：平成23年5月10日(火) 14:00～15:15

会 場：滋賀県建設技術センター 2階研修室

出席者：(敬称略)

委員長 県土木交通部流域政策局長 美濃部 博

委 員 国土交通省琵琶湖河川事務所長 竹田正彦(代理 副所長 北野正朗)

大津市技術統括監 伊藤康行

長浜市副市長 中嶋良立

草津市副市長 山岡晶子(代理 都市建設部長 浅見善廣)

守山市副市長 (代理 都市経済部長 西村克己)

湖南市副市長 西田一夫(代理 産業建設部長 青木小司)

高島市副市長 竹脇義成

竜王町副町長 青木 進(代理 産業建設主監 小西久治)

県防災危機管理局長 小椋正清(代理 主任主事 金子幸正)

県総合政策部県民活動生活課長 岡野孝子(代理 参事 横井幹彦)

県農政水産部農政課長 窪田雄二(代理 参事 水野 潔)

県土木交通部砂防課長 阿部義正(代理 課長補佐 田原 厚)

県土木交通部都市計画課長 嶋寺源一(代理 課長補佐 毛利 均)

県土木交通部住宅課長 大谷陽彦(代理 副主幹 大橋隆幸)

県土木交通部建築課長 我孫子三男(代理 主幹 曾我慎一郎)

県土木交通部流域政策局河川・港湾室長 西川美則

事務局 県土木交通部流域政策局流域治水政策室

議 事

1. 開 会

2. 議 事

(1) 「滋賀県流域治水基本方針」(案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

(2) 「地先の安全度」情報の整備状況について

(3) 今後の予定について

(4) その他

3. 閉 会

1 開会

【事務局】 定刻になりましたので、ただ今から、滋賀県流域治水検討委員会 行政部会 第5回委員会を開催いたします。

開催に先立ちまして、配布しているお手元の資料の確認をお願いいたします。

資料1として、A4で1枚『滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）設置要綱』でございます。

次に、資料2として、A4で1枚『滋賀県流域治水基本方針』(案)に対して提出された意見・情報をそれらに対する県の考え方について』でございます。

次に、資料3として、冊子形式のもの『滋

賀県流域治水基本方針』(案)の概要・「滋賀県流域治水基本方針』(案)』でございます。

次に、資料4として、A3で1枚『「地先の安全度」情報の整備状況(滋賀県)』でございます。

次に、資料5として、A4で1枚『滋賀県流域治水基本方針策定および(仮称)滋賀県流域治水基本条例制定にかかる今後の予定について』でございます。

最後に、資料6として、A4で1枚『(仮称)滋賀県流域治水基本条例の主な骨子(案)について』でございます。

お手元の資料に不足はございませんでしょうか。

本日の会議につきまして、留意事項が3点ございます。

会議の資料や議論の内容につきましては、県のホームページで公開することとさせていただきます。また、本日の会議には傍聴も認めておりますこと、最後に、傍聴者についても会議の最後に発言を認めることをお願いいたします。

資料1のとおり、本年4月の本県の組織改正に伴い、滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）設置要綱を改正させていただきました。第4条第2項で、「委員長は、土木交通部流域政策局長とする。」と改正いたしました。

ここからの進行につきましては、委員長である滋賀県土木交通部 美濃部流域治水政策局長をお願いいたします。

【委員長】 滋賀県土木交通部流域政策局長の美濃部と申します。本日、皆さまには、年度初めのお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆さまには、平素より、県の流域治水行政を始めとして、土木交通行政全般に格別のご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

今、司会から話がございましたように、滋賀県では、本年度、治水行政に関わります組織の改正で、土木交通部に新たに流域治水政策局を設置いたしました。河川政策の企画・計画から、事業の展開、維持管理、適正利用、水源地域対策という、すべての河川政策の段階を一つの局に統合したものでございます。

滋賀県が精力的に取り組んで参りました、流域治水政策を河川の維持管理や改修、さらに水防への取り組みを一体的に推進するという事で一層充実強化するとともに、一方では、下流府県と連携した広域的な河川政策の視点で積極的な取り組みを進めていくために、流域政策の企画・推進機能を強化しようというねらいで流域政策局を設置したものでございます。

この局は、従来の「課」にかわりまして、流域治水政策室、広域河川政策室、河川・港湾室、琵琶湖不法占用対策室、水源地域対策室の5室から構成されることとなります。

局としての一体的な取り組みを土台といたしまして、国や市町の皆さまとの一層の連携と、県民や地域の皆さまとの協働によりまして、自助・共助・公助が一体となった河川政策を推進して参りたいと考えておりますので、

引き続きよろしくご協力をお願いしたいと思います。

さて、本日の行政部会の主題でございますが、お手元にお配りさせていただきました次第のとおり、3点ございます。

1つは、去る2月3日の第4回行政部会でご了承いただきました、滋賀県流域治水基本方針（案）につきまして、滋賀県県民政策コメント制度に基づく意見募集を行いました、その結果と、提出されました意見に対する県の考え方をお示しさせていただきました、ご意見を賜りたいと考えております。

2つ目は、流域治水を推進する上での基本的な情報でございます、水害リスクに対する「地先の安全度」情報の整備状況について報告させていただきました、皆さまのご意見を賜りたいと思います。

3点目でございます。今後の予定についてということでございますけれども、中身は、流域治水基本方針を実効性あるものにするための、条例化に向けた取り組みについて、説明させていただきたいと思っております。

この3点について、本日審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、進行は、座って進めさせていただきます。

付け加えさせていただきますと、本日の委員会はこのように公開で行いますことと、傍聴の方にも一番最後にご意見をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

会議の時間でございますけれども、16時をめぐりに進めて参りたいと考えておりますので、進行へのご協力をお願いいたします。

2 議事

【委員長】

それでは、議事次第に基づきまして進行させていただきます。まず、一点目でございます。滋賀県流域治水基本方針案に対して提出された意見、情報とそれらに対する県の考え方について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ご苦労様でございます。流域治水政策室の小根田と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

滋賀県流域治水基本方針（案）につきましては、当行政部会が平成19年8月に設立され

てから、委員会自体は計4回、また担当者レベルのワーキングにつきましては計11回、合わせまして15回、基本方針案につきまして、ご意見を頂き、修正を繰り返して参ったわけでございます。

先ほどもお話がございましたように、第4回、前回の委員会で基本方針案としてご承認いただきまして、資料2にございますとおり、平成23年3月9日から4月8日まで1ヶ月間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づきまして、意見・情報の募集を行いました。その結果、1件のご意見が提出されました。その意見についてご紹介させていただきまして、県の考え方につきまして、ご紹介したいと思っております。

提供されました意見・情報につきましては、『第4章の流域治水の進め方 1洪水を安全に「ながす」対策、(3)整備水準を超える洪水対策』についてご意見いただいております。資料3として「滋賀県流域治水基本方針」(案)の概要・滋賀県流域治水基本方針(案)を配布させていただいております。資料3の22ページの内容に関してご意見をいただいております。

ご意見の内容につきましては、『今年3月11日に発生した東日本大震災で言われているが、「想定外」を想定しての洪水対策を具体的に示すべきと考える。』との意見をいただきました。

ご意見に対する県の考え方ということでお示しさせていただいております。

「地先の安全度」の情報を活用して、水害リスクの評価を行っているところでございますが、「地先の安全度」の外力につきましては、2年、10年、30年、50年、100年、淀川本川の施設整備の計画規模である200年、またそれ以上の超過洪水でございます500年、1,000年まで評価・検討をしております。

「地先の安全度」に基づきまして効果が認められるという場合には水害防備林でございますとか、霞堤等整備・保全、堤防が決壊した場合に危険度の高い河川での堤防強化などの対策を検討、実施していくこととしております。

ご質問をいただきました、「ながす」対策につきましては、そのような対策をとっていくということでございます。

「ながす」対策以外にも、川の外におきまして「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に推進して参りたいと考えてお

ところでは。

「ためる」「とどめる」「そなえる」について少し補足的に説明させていただきます。

資料3の基本方針案の後の方に参考資料を付けております。参考資料2でございます。流域治水の目標と分類ということでございまして、目標といたしましては、どのような洪水にあっても、人命が失われることを避けることを最優先にしています。また、床上浸水などの生活再建が困難となるような被害を避けていくということでございます。

その目的を実現するために「川の中の対策」、河道掘削、堤防整備、治水ダム建設等、これまで河川管理者として整備を進めてきたもの、それを「ながす」という対策で表しています。

「川の中の対策」以上に「ためる」「とどめる」「そなえる」対策と申しますのが青のセルで表示しています。

「ためる」につきましては、調整池、グラウンド貯留、森林の適正な保全、水田の適正な維持管理、ため池等の有効活用、そういった河川への流入量を減らすための流域貯留対策でございます。

また、「とどめる」につきましては、輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、建築物の耐水化などです。はん濫した流れによる災害を減災していく。はん濫流を制御・誘導していく対策がでございます。

最後に「そなえる」対策でございますが、水害履歴の調査・ホームページでの公表、防災教育、防災訓練、防災情報の発信など、地域の防災力を向上させる取り組みを総合的に推進することによって地域での水害に対するリスクを軽減させていきたいと考えているものでございます。

意見に対します県の考え方につきまして報告させていただきました。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただ今説明のありました、パブリックコメントでいただいた意見に対します県の考え方につきまして、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

どのようなことでもかまいませんが、ご意見ございませんでしょうか。

それではお気づきになったことがあれば、後ほどお伺いすることといたしまして、パブリックコメントでいただいた意見およびそれに対する県の考え方は事務局が説明したとお

りでございます。

それでは、従来より検討いただきました、滋賀県流域治水基本方針（案）は、原案のままとさせていただきます。これから、正式な方針としての策定手続きに入って参りたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2番目の議題に移らせていただきます。

2番目の議題ですけれども、流域治水の基本的な情報となります「地先の安全度」情報の整備状況について事務局から説明いたします。

【事務局】 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料4をご覧ください。資料4は、お手持の資料4をご覧ください。資料4は、お手持の資料4をご覧ください。資料4は、お手持の資料4をご覧ください。

「地先の安全度」につきましては、約4年間、市町の皆さん、あるいは農政・下水道部局の皆さんから基本的なデータを頂戴して何度かやり取りをさせていただきながら、川あるいは田んぼの排水路、下水道が溢れた時に、どういったはん濫状況になるのかということ、を全県的に調べさせていただくということをやってきました。

この情報はほぼ出来かけてきています。市町の皆さんからここはこんな浸水の仕方じゃない、あるいは、ここはもっと浸水するはずだという意見のやり取りをさせていただきながら、その結果を反映させて図面にするという作業を進めさせていただいております。

最終的な図面がこの1ヶ月くらいで仕上がってくるだろうと思っております。仕上がってきた図面を最終的にもう一度各市町のご担当者様にお送りして内容を確認していただくということをさせていただきたいと思っております。

また、この情報の策定過程で各市町の皆さんがハザードマップを作られる時に、大きい川からのはん濫情報、いわゆる浸水想定区域図だけでは情報として不十分だということでこの「地先の安全度」の情報を先行してハザードマップに反映させていただいている市町の皆さんがすでにご覧いただけます。例えば、高島市さん、最近では湖南市さんがこの情報を使ってハザードマップを作成していただいた経緯がございます。

現在の進捗の状況ですが、資料4の左下に表がございます。これを見ていただきますと横軸に浸水深図、流体力図、発生確率図と書かせていただいております。浸水深図は、川や水路から溢れた水がどこでどのくらいの

浸水になるのかといったことを示している図です。その下に10、30、50、100、200、500、1,000と数字が書いてあります。これは、10年に一回起こるものであれば10、30年一回に起こるものであれば30と、右にいくほど大きな雨が降った場合の想定ということになっています。

この計算結果につきましては、ゼロ次データ、まずコンピュータに計算させた最初の計算結果については、浸水深、あるいは、流体力、流体力は水の流れの強さでこれが大きければ家が壊れてしまうとか水の勢いを表す図面です。

発生確率図は床上浸水、あるいは水没、家屋の流出がどれくらいの確率で発生するのかといったことも図面にしています。

これらについてコンピュータで出された結果は大体揃っています。

「地先の安全度」情報として、県民の皆さんあるいは市民、町民の皆さんに広く公開させていただこうと思っているのがこの6次データと書いてあるところです。

この6次データについて、どのように処理しているのかということ、を説明しているのが右側の図になります。右側の真ん中の図では、最大浸水深図として、10年確率、200年確率の外力に対するものが表示されています。コンピュータの計算は、このようにメッシュごとに計算しますので、浸水深が四角・モザイク状に出ています。

これを細かい地盤高の評価をされているデータを使い、あるいは現地の調査、市町の担当者さんのご意見を踏まえてスムーズな処理をしている最中です。どのような処理がされるかということ、上下の図面を比べていただくと、田んぼのあぜの形や道路の形がしっかり出ているのが分かっていただけたと思います。

さらに、ご覧いただく県民の皆さんにとって「なるほどこういうふうな浸水するのだな」と実感を持ってわかっていただけたような工夫をしているところです。

この図面がおよそ5月中旬に出そろいますので、これを再び市町の皆さんに確認していただいて、最終的に公表するようなデータとして整備させていただこうという段階になっております。

さらに裏面をご覧ください。発生確率図、これは目新しい言葉ですので、ご説明させていただきます。左右に一枚ずつ絵があ

ります。

左側が床上浸水、床上浸水の定義は50cm以上の浸水ということで定義しております。

50cm以上の浸水が頻繁に起これば起こるほど色が濃く表示されています。例えば赤は10年に一回くらいの頻度で50cmの浸水が起こりそうなエリアだということを示しています。

さらに右側に移っていただきまして、これは家屋水没の発生確率です。家屋水没の定義は、浸水深が3mを超えるような浸水があるところについては、家屋水没するであろうというふうに定義しております。3メートルの浸水が頻繁にあればあるほど濃く表示されています。

大体、左側で赤く表示されている所と右側で表示されている所は、かなり似通った地域になっていると考えられます。しょっちゅう浸水するところ、なおかつ、深く浸水するところが左側の図と右側の図を見ていただくとわかるという表示の仕方となっております。

こういうところでは、土地利用や建築を考える場合は、この図を参考に、どういった建て方、どういった土地利用をすればいいのか基本的に分かる図になっています。

これらをセットにしてできるだけ早い段階で、皆さんの確認を受けた上で、県民の皆さんに公開させていただきたいと思っております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。今事務局から説明のありました「地先の安全度」整備状況について、委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 すみません事務局です。補足的に説明させていただきたいのですが、お手元の資料3をご覧くださいませでしょうか。先ほどの発生確率図以外の「地先の安全度」がどういったものがあるかあわせてご紹介させていただきます。

資料3の14ページ、最大浸水図（10年確率）は、10年に一回生じるような雨が滋賀県全体に降った場合にどこがどれだけ浸水するのか、最大浸水図となっております。これも大きな図面、データで市町のご担当者様にはお渡しさせていただいております。次の15ページは、200年に一度の大雨が降った場合、どれくらいの浸水が発生するのかを図にして

います。

さらに16ページは最大流体力図です。200年に一度の大雨が降った時に、どこにどれくらいの水の勢いが生じるのかを表しています。

17ページ・18ページ以降は先ほどご説明させていただきました発生確率図です。

各市町の皆さんでハザードマップにしている絵は、図5、図6をもとに作成されているという状況になっております。ただ、図5と図6の間には30年確率、50年確率、100年確率の様々な図もございますのでそういったものも使っているという状況です。

【委員長】 ありがとうございます。皆さん、質問等あればお願いします。

【大津市】 大津市でございます。質問させていただきたいのですが、資料4左下の表で、ゼロ次データから6次データとございますが、6次データのところを見ていくと、ピンクと赤で、「条例に基づき公開」「参考図として公開」とありますが、これの違いは何か、具体的には、浸水深図でいうと、10年、100年、200年は条例に基づき公開で、30年と50年は参考図となっておりますが、この辺りの考え方を教えていただきたいと思います。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。

この6次データについて、条例に基づくかどうか、ということですが、これも市町の皆さんともご相談させていただきたいと考えておりますが、条例に基づくかどうかという違いは、一般的にハザードマップとして使っていただくようなものについては、条例に位置付けて公開させていただいた方が使い勝手がいいだろうと考えました。30年確率、50年確率については、なかなかハザードマップとして使われるということがないだろうということで、条例に位置付けずに、参考図として公開させていただくと整理させていただいております。

特に赤とピンクの差は、意図的ではなく、使い勝手の観点から、一般的にハザードマップに使われるであろうものについて、条例に位置付けたらというところで書かせていただいている状況で、また相談させていただきながら、どのように整理させていただくのがよいのか、考えさせていただきたいと思っております。

【大津市】 ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます、他に
ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。この点につきましても、気になることがございましたら、後でまたご意見いただきたいと思ひます。

それでは「地先の安全度」情報の整備状況については説明をこれで終わりたいと思ひます。

3つ目の議題に移りたいと思ひます。

今後の予定についてということでございますが、中身は、今議論いただきましたこの流域治水基本方針を実効性あるものとするということで、今後、条例化を進めて参りますが、この取り組みについて、事務局から説明お願いいたします。

【事務局】 流域治水政策室長の西嶋でございます。今年度もよろしくお願ひいたします。

それでは資料5により説明させていただきますと思ひます。

資料5の「今後の予定」でございますが、今回の行政部会は、左側の「流域治水基本方針 策定」の部分にあたります。

これまで、流域治水基本方針は、流域治水検討委員会の行政部会・住民会議・学識者部会等を踏まえて、できあがっているものでございますが、平成23年の5月を目途に策定したいと思っております。

右側の「地先の安全度」ですけれども、修正作業を行っております。「地先の安全度マップ」につきましてはこの7月くらいに公表したいと考えております。

この公表したマップをもとに左側の「基本方針策定」以後、「滋賀県流域治水基本条例」に向けて、調整を、マップを使いながら市町の皆さまと協議したり、調整会議を持ったりして進めていきたいと考えております。

今のところは、内容によっては、各市町さん個別に回らしてもらわないといけないのかな、と考えております。そういう中で市町の皆さんに納得していただけるような形で、条例を作っていきたいと考えています。

それから、この後で内容について説明がありますが、この条例につきましては、これまで基本方針で説明して参りましたように、建築規制、規制という言葉になっておりますけれども、水の浸かるところについては土地を

あげていただいたら人の命が守れる。あるいは土地利用規制、市街化抑制、市街地調整区域につきましては水が10年確率で50cmということから、田んぼが中心ですが、市街化の抑制を図っていただいたらという内容で条例に入れていきたいと考えています。

この調整の会議等については、平成23年の12月頃までを目標にしています。なかなか難しいかもしれませんが、市町の担当者さん、課長さんと相談しながらこれを目指して進めていきたいと思ひます。

基本的な条例の中身につきましては県の中での議論を踏まえて策定していきたいと考えております。

区域の抽出、区域指定方法、あるいは助成制度、これも基本方針に書かせていただいておりますが、対応していただいたら補助的に助成できないか考えております。これも条例に組み込むか要綱で対応か、分からないが、そういった対応をしていければと考えています。

以上でございます。

【事務局】 続けて、資料6「(仮称)滋賀県流域治水基本条例の主な骨子(案)」についてでございます。

先ほどの説明にもありましたとおり、流域治水基本方針を受けまして、必要な事項について、条例化を目指すこととしております。

流域治水基本方針に基づいて規定するに当たりまして、主には、地方自治法で定められた、義務を課すもの、および権利を制限する内容について盛り込むほか、流域治水を進めるに当たって必要な事項について規定をしていきたいと考えております。

資料6で示させていただいた内容につきましては、流域治水基本方針の中から、条例に位置づける必要があると思われる主なものを示させていただいております。今後、条例の詳細な内容については、県の関係機関等との調整を踏まえながら、内容を詰めて行きたいと考えておりますし、先ほどのスケジュールの中にもありましたとおり、制度設計については、市町の皆さんとも調整させていただきたいと考えているところです。

それでは、資料6の内容についてご説明させていただきます。

まず、一番上の「地先の安全度」についてです。私も考えております流域治水情報の基礎情報として、「地先の安全度」を活用して

いくということ、条例の中でしっかり位置づけた上で公表し、かつ水害リスク情報を県民の皆さまと共有するために広報・啓発を実施していきたいと考えております。また、「地先の安全度」については、県内のはん濫原の改変や河川整備等の進ちょくにに応じておおむね5年を目途に見直しを行うことを考えております。

次に2点目ですが、水害警戒区域部分です。

ここで1点修正がありまして、水害警戒区域の下の方の図の右下「市街化区域の新規編入禁止」ところで、「対策がなされれば許可」と書いてありますが、これは前回の行政部会で都市計画課長から「許可」という表現はおかしいという意見をいただきました。現在の基本方針では、「対策がなされれば禁止を解除」と変えさせていただいておりますので、資料の修正をお願いいたします。

この「水害警戒区域」につきましては、基本方針の中でも説明させていただいておりましたが、リスクの大きいAのゾーン・Bのゾーンで示す、人的被害が生じるようなおそれがあるところや深刻な資産被害が生じるおそれがあるところを水害警戒区域として指定していこうと考えております。

指定を行った上で、人的被害が生じるおそれのある区域、下の図で言いますとAのゾーン、家屋流出や家屋水没が生じるおそれのある区域では、建築基準法の39条の災害危険区域を活用し、建築の規制を行っていきたくと考えています。

また、床上浸水が頻発し、深刻な資産被害が生じるおそれがある区域、下の図のBのゾーンとなりますが、こちらは都市計画法7条に基づいて、新たな市街化区域への編入を原則禁止していこうということです。

先ほど資料5の中でも説明がありましたが、建築規制・土地利用規制については、共に、リスクが回避されたような対策を講じられたものについてはその制限・規制を解除する方向で考えております。

次に、はん濫流制御施設における届出でございます。

道路等の連続盛土構造物、高さが1m以上かつ延長50m以上の盛土を伴うもの、こういったものを設置、改築、撤去する場合には、周辺の「地先の安全度」に影響を及ぼすおそれがあることから、事業者に対して「地先の安全度」が著しく低下しないように配慮を求めていきたいと考えています。

また、その設置に当たって、事前協議を求め、必要に応じて意見を述べていこうと考えているところです。

最後になりますが「水害に強い地域づくり協議会」「水害に強い地域づくり計画」のところ、

すでに先行して4つの圏域では実施している協議会でありまして、地域住民、市町の皆さん、県、国、関係機関等によりまして、「水害に強い地域づくり協議会」を圏域ごとに設置して、協働による流域治水対策を推進していくこととしております。また、その協議会の場で、想定される水害被害や地域の特性に応じた課題整理とその特性に応じた対応策を取りまとめた計画を「水害に強い地域づくり計画」として策定していきます。また県は「水害に強い地域づくり計画」を実施するに当たって支援をしていくということを考えているところです。

今後、内容が決まり次第、関係機関との協議を詰めていきたいと思っております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただ今は、流域治水基本方針の条例化に向けた今後の取り組みについてということで事務局から説明をいただきました。これにつきまして皆さんのご意見を頂戴したいと思いますのでよろしく願います。ご意見はございますか。

【守山市】 守山市でございます。条例化につきまして、人的被害が生じるような区域については建築基準法による規制をしていこうということですが、当然ここには、将来的に支援ということを考えておられるのか、ということが一つ。そして指定区域についてはどの程度の想定、10年確率といった確率区分なのか、3m浸水する場所なのか、基本的な考え方を教えていただきたいと思っております。

【事務局】 資料6の表面、水害警戒区域のところをご覧くださいなのですが、建築規制につきましては、ポツの2つ目、人的被害の生じるおそれがある区域については、建築基準法に基づく規制を考えております。それに対応する図としては、右側上段の図で、すなわち家屋の水没・家屋の流出、具体的には、浸水深3m以上、一階部分が水没してしまうようなところ、家屋が水のエネルギーによっ

て家ごと流されてしまうようなところ、こういったところを規制していこうと考えております。発生確率は200年確率までを含めて規制をしていきたいと考えています。

【守山市】 建築基準法39条では、「地方公共団体が指定する」とありますが、滋賀県が指定されることとなると思いますが、例えば、地盤を高くするとか、防水性能を強化するという区域への支援策について、お考えでしたら教えてください。

【事務局】 資料3の25ページ・26ページを見ていただきたいと思います。25ページでは条例化について説明させていただいた内容について、基本方針でお示ししている部分でございます。「(3)安全な土地利用や住まい方の誘導」の中の「2」住まい方の工夫に関すること」の部分で、「その実効性を高めるため、県は、既存建築物の立て替えや改築については助成等を行います。」ということで、安全な住まい方に対して住民さんが取り組んでいただくことに対して、助成をしていこうと、基本方針の中で方向性を示しているものでございます。

また、建築規制につきましては、基本方針26ページの表のBで示させていただいております。縦軸に発生確率年を示しております。2年に1回から200年に1回まで、を示させていただいております。右方向には被害の程度を示しております。一番右が流体力ということで、はん濫流の流れによりまして住まいが流されてしまう、2.5以上で流されるという研究がございまして、家屋が流出するという部分を一番右のレンジで示しております。残りの4つの被害の程度については、浸水深で示しております。一番左が10cm以下の被害、二つ目が50cmまでの床下浸水、三番目が50cmから3mまでの床上浸水、四番目は3m以上の家屋水没という形で示させていただいております。今回建築規制につきましては条例で地域を指定していこうというものは、発生確率年と言うところの200年に1回以上起こり得る、被害の程度で申しますと3m以上の浸水、あるいは家屋が流出する、いわゆる命が危ないとされる範囲につきまして条例で定めたいこうとするものでございます。

【事務局】 対応策を考えるという内容でございますが、今年度に委託で、家屋水没、家

屋流出についての対応策をガイドラインという形で出そうとしております。その内容を踏まえて具体的に対策を示していこうと考えています。

【委員長】 お分かりいただけましたでしょうか。対応策というのは、建築耐水化ガイドラインの検討を今年委託でとりまとめようという準備をしているところです。

他にご質問はございますか。

【草津市】 草津市でございます。市街化区域への新規編入禁止につきまして、50cmの浸水深があれば編入が出来ないということになっている。対策がなされれば解除とおっしゃいましたが、市街化区域に編入していない場合に、どうやって解除できるのか。具体的に教えていただきたい。

【事務局】 お答えさせていただきます。

10年確率、滋賀県で言うと時間雨量で50ミリの雨が降った時に50cmの浸水があるところは原則市街化区域に入れないというのは、昭和45年に建設省河川局長・都市局長の共同通達が出されていまして、現在も運用しています。このことについてどうすれば制限が解除されるのかというご質問だと思っています。

これは、おそらく元々こういう浸水があるところは、地盤が周りより低くなっている可能性が高いです。しかし開発される時には周りの道路の高さに合わせて造成されることが多いと思われます。

そういった対策をされることにより、浸水深が50cmと予想されるものが10cmくらいになるかもしれません。将来使われる土地利用の形態によってどういった浸水の状況になるか確認させていただいた上で、ここは水害の面からいって市街化区域に入れるということについてOKですよ、という判断をさせていただくということになると思います。

【草津市】 まだ編入がされていない中で、対策がなされれば解除とおっしゃっていただいている理屈が分からないと言っているのであって、当然50cm浸水するので盛土される場合は市街地化区域に編入されるということで開発が認められるということですが、その手前で止められるわけですね、編入を。編入出来ないという話が先行してされたら今おっ

しゃっている理屈では次の話はないわけですよ。そこを聞きたいのですが。

【事務局】 その点は、市町の都市部局の方からこういった利用を想定しているので市街化区域に入れたいということをお話していただいた上で、仮に現在、浸水深が50cmを超えるところであっても水害の面について市街地化区域に入れていただいてもいいですよという対応は現在させていただいております。いくつか例もありますのでそういった運用を続けさせていただきますので、ただ今ご指摘のご心配はありません。

確かに、現在の土地利用が改変されて浸水深がないという状況でなければ入れないということであれば何も出来なくなってしまいますので、そうではなく、将来こういう対応を考えているので入れて欲しいという内容で、水害に関する制限を解除するといったスキームにさせていただきます。

【草津市】 ありがとうございます。

【委員長】 他にご質問はございませんか。

【湖南省】 湖南省です。私の理解が間違っていればご指摘いただきたいのですが、建築規制のことですが、26ページの表で言いますと200年確率で家屋水没する地域は規制がかかりますということですが、淀川本川は200年確率ですが、現在県でやっておられる河川改修は、その他の河川については、河川規模により、50年確率・30年確率等、内水排除については10年確率とされておられると思うのですが、そうなると、200年確率で建築規制がされたら、今後、未来永劫というわけではないが、規制は解除出来ないということになるのではないかと思いますので、ご説明願います。

【事務局】 その点については、規制がかかるのはその時点で3mの浸水があるところです。例えば、周りで河川改修、下水道雨水渠の整備が進んで、少しでも3m切るところ、少しでも流下能力が上がることによって、徐々に解除されていくことになるかと考えていただきたいと思います。

県内でも3m浸水する所は本当に窪地になっているようなところ、あるいはJRの盛土ではさまれているようなところに限られてし

まいます。ですので、全体として量はないということと、河川整備あるいはJRの盛土が橋梁形式に変わることによって水が抜けるといことであれば3m溜まる土地が解除されると、そういうふうに河川改修あるいは土地利用の改変によってそうではなくなる可能性はありますので、未来永劫というわけではないと思います。

ただ一方で干拓地、琵琶湖の水面より何mも低いような水田利用を目的に造られたような土地については、やはりどこかで溢れたらそこに水が溜まり、琵琶湖の水面の高さくらいまでは浸水してしまうということですので、そういった場合には、未来永劫とは言いませんが、宿命的にそういうことになってしまう可能性が高いというように思います。

【委員長】 今の点に関連して「地先の安全度」の5年ごとの見直しについても説明いただけませんかでしょうか。

【事務局】 河川整備の進ちょく、例えば連続盛土構造物が出来た場合、浸水の仕方、「地先の安全度」が変わります。

画面を見てください。「地先の安全度」の情報です。宇曾川周辺ですが、この辺りは、JR東海道線が連続盛土形式で造られています。溢れた水が盛土で止まってしまうようになっています。例えば新しく道路のバイパスとかが盛土形式で出来た場合にはその上流側が深く浸水して下流側が守られるという状況になります。地域の中で不公平が起きないように、ちゃんと水が抜けるようにしてくださいよ、といったこともお話をさせていただきながら、どなたも今よりも危険にならないような配慮ができるよう見守っていきたいと思っています。こういった改変がなされる、あるいは河川整備が進む、下水道の整備が進むということでこの色が少しでも薄くなったということであれば、それをまちづくり・防災に生かしていただければということですので、5年に1回この図を見直させていただくということで考えております。

また、それを今予算があるから出来ますが、予算がなくなればできなくなってしまいうということも踏まえて、条例の中で、滋賀県知事の義務として、5年に1回見直すということをして条文に位置付けることによって、確実に実施させていただけるようにしたいと考えているところです。

【委員長】 ありがとうございます。その他、ご質問等ございませんでしょうか。

【湖南省】 関連してですが、資料6の流域治水基本条例骨子案の裏面、はん濫流制御施設における届出の部分ですが、「事業者に対し、事前協議を求め、必要に応じ意見を述べる」と骨子を書きいただいているのですが、そうすると、事業者に対して、嵩上げ方式等の意見を求めたところで、財政的な事情等により盛土方式とされた場合は、あくまで「意見を述べたよ」という形で自治体としての責任が回避されるとは思わないので、意見を述べるということでは少し弱いと思うのですが、ご見解はいかがでしょう。

【事務局】 資料3の基本方針・参考資料の11をご覧いただきたいと思います。

参考資料11の左下、北陸自動車道が旧高月町域で高架橋になっています。

これは、当時の高月町長さんが、「町が、高時川の堤防と北陸自動車道の法面で挟まれてしまうと深く水没してしまう。それはだめだ。」ということで当時の道路公団に要望されて、この区間は橋梁構造にすることとされました。

あるいは、右側に、盛土式新幹線絶対反対という看板がございます。これは米原市、天野川のはん濫原ですが、伊勢湾台風の時に実際、国鉄の盛土で集落の水が全然ぬけなかったという経験があった集落があり、新幹線が通る時に溢れた後のことを考えて、ここは橋梁にしてくれと地域ぐるみで要望され、行政と住民が一緒になって当時の国鉄に申し入れをしてこの区間は橋梁構造になったといった取り組みがなされています。

ただ、最近では浸水が頻繁にあるというわけではないので、連続盛土の道路が近所に来たとしても自分には関係ないと思っているということが多くあります。そこで、地域に代わって県が新しいデータを使いながら道路事業者、あるいは鉄道業者に働きかけていく。

基本的に、こういった治水上の影響を与えるような大きな変化は県道や市町村道であることが多いと考えられます。

各地の水害に強い地域づくりの中でも、「あそこに新しい道路が盛土形式で造られるんやけど、地先の安全度はどう変わるのだろう。」ということを議論させていただこうと考えて

います。

そういった中で、県の事業であれば、河川管理者あるいははん濫原管理者が、道路管理者に対して「こういう条例があるのでコストはかかるが適切に対応してください」とお願いすれば、同じ県の中なので、わりと実効性があるだろうと考えています。

なかなか民間の事業者さんに対して、行政が、公権力を発動して命令するということまでは踏み込めないだろうな、ということで、客観的なデータを、住民の方や事業者さんに示しながら誠心誠意お願いしていくのが今のところ精一杯と考えています。この骨子にはこういった表現をさせていただいているところです。

今回の東日本大震災についても施設整備の能力を超えるような津波が来て、それでどうするんだ、ということで、宮城県知事さんは道路を二線堤にして、さらに津波が堤防を超えても街を守ろう、といったことをお金をかけて行政としてやろうとされている流れがあります。そういった動向をみながら、この部分をもう少し規制的な内容にして、しっかり住民の皆さんを守るようにはん濫原の改変について意見を言って、その意見の実効性を担保される仕組みをつくれる可能性もあります。そういった可能性は条例化できるまで、あるいはできてからも反映できるよう努力するようにさせていただきたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

他にご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、今いただきました意見はこれから条例化に向けての議論の中で十分反映させていただきたいと思えます。

これで、準備をしておりました、3つの議題についての審議は終了したということになりますが、1番、2番、3番を通して、お気づきの点等ございましたら、ご意見を頂戴したいと思いますが、どうでしょうか。

【草津市】 確認をさせていただきたいのですが、市町が道路を築造する場合にほとんど盛土工法で行うわけですが、この流域治水基本条例の中で、市町が事業主体として盛土工法で道路整備を行う場合に、道路によって水没が起こる場合に、建築規制がかかるのでしょうか。

【事務局】 道路が出来たことによって新たに浸水するところが規制にかかるかどうかということでしょうか。

それについては、実際に命に関わるような浸水がその道路構造物、あるいは鉄道等により出来てしまうことであれば、やはりそこに無防備に住んでいただくことは行政としては許されないと考えておりますので、そういったところは、新たに建築については耐水化できるような構造で建築してくださいというエリアに、5年毎の見直しのたびに線引きを見直させていただきたいと考えているところで

【守山市】 今の意見で、区域を指定した場合、現にそこに住まれる方がおられると思います。

既存不適格建築物の取り扱いはどうなるのか。ただし書きによって次の建て替えの時に制限されるのか。

今のお話だと、人命に関わることについては、区域指定をして、規制をかけようということであれば、今年建てた建築物を退けてもらわなければならない。どういうことになるのでしょうか

【事務局】 説明が不十分でした。

この区域自体は、リスクに基づいて危ないところについて区域を指定するものだが、建築規制については、建替える時にかかるというように想定しています。具体的な規制のかけ方、耐水化の仕方・タイミング、助成の内容も含めて、制度設計については条例化策定のプロセスの中で、各市町の皆さんと相談させていただきながら、無理なまちづくり、あるいは暮らしを押しつけてしまわないように、けれども命だけはぎりぎり守れるような仕組みを作っていきたいと考えています。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【守山市】 結構です。

【委員長】 他、ご意見ございますでしょうか。冒頭にも申し上げましたが、傍聴の方ご意見ございましたらご意見を賜りたいと思います。

それではないようですので、本日、予定しておりました議題につきまして、審議を終了させていただきたいと思っております。

本日審議いただきました基本方針（案）につきましては、事務局で速やかに方針の策定に向けての進めを進めていただきたいと思います。

なお、この基本方針を踏まえまして条例化につきましては、これから、関係機関の皆さまには協議させていただきこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この流域治水基本方針の策定を所期の目的として、滋賀県流域治水検討委員会の行政部会を平成19年8月に設置して以来、本日は5回目でございます。中にワーキング11回、非常に熱心に議論を進めていただきました。その間には、別途、住民会議、これが平成20年12月に提言をいただいております。さらに、平成22年5月には、学識者部会からの提言もいただき、それら2つの提言を踏まえて、この行政部会で、実際の行政施策に反映させるという観点から、非常に熱心な議論をいただいて、本日、所期の目的を達成できました。本当に長い間、皆さまには熱心に御議論いただきましてありがとうございました。

引き続き、県といたしましては、流域治水政策を推進して参りたいと思っておりますので、各方面で色々なご協力をいただくこととなろうかと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

【高島市】 基本方針の「はじめに」のところに、「想定外を想定外と言わない」とあるが、これはどういう意味ですか。

【委員長】 事務局から説明はございませんでしたが、資料3基本方針の一番最初に、知事の巻頭言を入れさせていただいております。

その中ほどと、最後にも「想定外を想定外と言わない治水の一步が始まります。」という、東日本大震災を踏まえて、新しい表現が加わっております。

これを事務局から説明させていただきます。

【事務局】 これまでの河川整備でいいますと、例えば大東水害訴訟の判例にありますように、同種同規模の河川と比較して格別不合理ではない整備をしているということで、河川管理者としてやれるだけ精一杯のことをやっていたら、たとえ溢れて被害が生じた場合でも河川管理者は河川管理瑕疵を問われない、といったことになっています。要するに社会的な要請の中でハード整備をやっていればそれ以上の責任を問われないという状況になっ

ている。けれども、今回の東日本大震災のように想定外を超えるようなもの、テレビでも言われていますが、「想定外」と言って責任を逃れるな、といったことが東京電力等々にも言われています。

人の命を守るということについては、いかなる洪水があっても命だけは守れるような体制を社会全体としてつくっていかうと、そういう意味で、想定外「だから」と諦めるのではなく、想定外をも想定外と言わず、それも想定しながら命を守っていくような治水を進めていきたいという思いが込められている表現です。

【高島市】 思いとしてはおっしゃることは分かるが、想定外はある以上、想定外はあるという前提で文章をつくってもらわないと。

【委員長】 趣旨は、想定外と言うことで逃げないということだと理解しております。

一定の基準を超えたら行政の責任はない、ということではなく、もともと、水防法に関して、計画高水位の半分程度の水位で、水防団が出動する警戒水位が定められている。それは、その水位で破堤するかもしれないから、水防団に出動していただく、ということが定められている。

これは、水防法では、河川計画から言えば想定外の破堤という事態を折り込んだ上で、市町の皆さん・水防管理者の対応が定められているということではないかと思えます。

水防法自体に減災の思想があり、河川法と水防法は治水の両輪と言われますが、この流域治水基本方針も、想定外の事態を想定して、流域治水を進めていかうという考えに基づいているものと理解しております。

どんな洪水であろうと犠牲者を出さない、という基本的な方針ということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

【高島市】 我々は自然には勝てない、という前提で考えていかなければならない。

【委員長】 よくわかりました。ありがとうございました。

それでは、本日の議事は、これで終了とさせていただきます。

進行を事務局にお返しさせていただきます。

3 閉会

【事務局】 これで、第5回行政部会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。